

印西市イノシシ被害防止用電気柵設置事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年3月29日

印西市長 板倉 正直

印西市告示第52号

印西市イノシシ被害防止用電気柵設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、イノシシによる農作物への被害を防止し、市内農業者の農業経営の維持安定を図るため、農業者、農業団体等（以下「農業者等」という。）が設置する電気柵の資材の購入に要する経費に対し、予算の範囲内において交付する補助金について、印西市補助金等交付規則（昭和53年規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、市内に住所又は事務所若しくは事業所を有し、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市にイノシシ被害防止用電気柵（以下「電気柵」という。）を設置する予定の耕作地を有すること。
- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) 印西市農林振興対策事業補助金交付要綱（平成20年告示第19号）に基づく有害獣被害防止対策事業の対象とならない耕作地に電気柵の設置を予定していること。

(補助対象経費、補助金の額等)

第3条 補助金の対象となる経費、補助金の額等は、別表に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、電気柵の設置に着手する前に、

印西市イノシシ被害防止用電気柵設置事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に印西市イノシシ被害防止用電気柵設置事業実施計画書（別記第2号様式）及び市税等納付状況確認承諾書（別記第3号様式）を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付について適当と認めるときは、印西市イノシシ被害防止用電気柵設置事業補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第6条 前条の規定により交付の決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、電気柵の設置が完了した日から起算して30日以内又は交付の決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、印西市イノシシ被害防止用電気柵設置事業実績報告書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第7条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容の審査及び電気柵の設置に係る完成検査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、印西市イノシシ被害防止用電気柵設置事業補助金確定通知書（別記第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第8条 前条の規定による通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、印西市イノシシ被害防止用電気柵設置事業補助金交付請求書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反して補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、第7条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、印西市イノシシ被害防止用電気柵設置事業補助金交付決定取消書（別記第8号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対し、印西市イノシシ被害防止用電気柵設置事業補助金返還命令書（別記第9号様式）により、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条）

| 補助対象要件 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
|---|--|---|
| <p>1 設置は農地に限る。</p> <p>2 その農地で耕作した作物により収入を得ていること。</p> <p>3 過去にイノシシによる被害を受けた農地であること。</p> <p>4 受益面積の中に耕作放棄地及び遊休農地は含めないこと。</p> <p>5 隣接地に続きの農地がなく地域一帯で被害防除対策を行うことができない農地で、受益戸数が2戸以下であること。</p> <p>6 電気柵は、30V未満の電池式又はバッテリー式に限る。</p> <p>7 電気柵の耐用年数が5年以上であること。</p> <p>8 耐用年数内の電気柵資材の買い替えは対象としない。</p> <p>9 電気柵の受益延長が150m以上であること。</p> <p>10 他の同種の補助金との重複支給を受けていない又は受ける予定がないこと。</p> <p>11 過去5年以内に同種の補助金を受けていないこと。</p> <p>12 印西市農林振興対策事業補助金交付要綱（平成20年告示第19号）に基づく有害獣被害防止対策事業の不足部分を補う資材購入ではないこと。</p> | <p>電気柵本器 電池又はバッテリー（本器1台に対して1セットのみ） アース棒 ソーラー 支柱 フック 碍子 ゲート資材 柵線（コード） 危険表示板</p> | <p>補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（100円未満切り捨て）と電気柵の長さ1m当たり1段124円（消費税抜き）として計算した額を比較して少ない方の額</p> |

別 記

第 1 号様式（第 4 条）

印西市イノシシ被害防止用電気柵設置事業補助金交付申請書

年 月 日

印 西 市 長 様

申請者 住 所

氏 名 ④

連絡先

（法人その他の団体の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名）

年度において、印西市イノシシ被害防止用電気柵設置事業を実施したいので、印西市イノシシ被害防止用電気柵設置事業補助金交付要綱第 4 条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 交付申請額
- 3 事業完了予定日

添付資料

印西市イノシシ被害防止用電気柵設置事業実施計画書（別記第 2 号様式）

市税等納付状況確認承諾書（別記第 3 号様式）

第2号様式（第4条）

印西市イノシシ被害防止用電気柵設置事業実施計画書

年 月 日

印 西 市 長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊦
連絡先

（法人その他の団体の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり事業を実施したいので、事業実施計画書を提出いたします。

なお、この事業は、他の同種の補助金との重複支給を受けておらず、また、過去5年以内にも同種の補助金を受けていないことを申し添えます。

| | |
|---------------|-----------------------------------|
| 設 置 場 所 | 印西市 |
| 防除したい作物 | |
| 事業量（総延長） | m |
| 予 定 事 業 費 | 円 ※予定事業費は補助対象経費の総額とする。 |
| 現 地 確 認 希 望 日 | 年 月 日 |
| 電 気 柵 設 置 段 数 | 1 段 張 り 2 段 張 り 3 段 張 り |
| 過 去 の 被 害 面 積 | 年 頃 ha |
| 過 去 の 被 害 金 額 | 年 頃 円 |

※購入予定資材の見積書又はそれに代わる書類を添付すること。

第3号様式（第4条）

市税等納付状況確認承諾書

印 西 市 長 様

印西市イノシシ被害防止用電気柵設置事業費補助金の交付を申請するに当たり、私（法人その他の団体を含む。）及び同一世帯員の市税等（法人その他の団体にあつては、当該法人その他の団体に係るものに限る。）の納付状況について、確認されることに承諾します。

申請者 住 所

氏 名

㊞

連絡先

（法人その他の団体の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名）

| | | | | |
|----------|---|-----|------|---|
| 個人 | フリガナ | | 世帯員数 | 人 |
| | 氏 名 | | | |
| 法人その他の団体 | フリガナ | | | |
| | 法人・団体名 | | | |
| | フリガナ | | | |
| | 代表者名 | | | |
| 納 税 状 況 | <input type="checkbox"/> 完納 <input type="checkbox"/> 未納（納期限到来分） <input type="checkbox"/> 非課税・該当なし | 備 考 | | |

年 月 日上記のとおり確認した。

確認者

㊞

印西市イノシシ被害防止用電気柵設置事業補助金交付決定通知書

住 所

申請者 様

印西市長 印

年 月 日付で申請のあった印西市イノシシ被害防止用電気柵設置事業補助金の交付について下記のとおり決定したので、印西市イノシシ被害防止用電気柵設置事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

| | |
|----------|---|
| 補助対象経費総額 | 円 |
| 交付決定額 | 円 |
| 交付予定時期 | 年 月 |
| 交付条件 | <p>(1) 補助事業等の内容の変更又は補助事業等に要する経費の配分の変更（市長が定める軽微な変更を除く）をする場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>(2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。</p> <p>(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。</p> <p>(4) 補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を市に納入すること。</p> <p>(5) 補助事業者は、電気柵を適正に維持管理し、かつ、適正に使用し、事故のないように努めること。</p> |

※上記の決定に対して異議があるときは、速やかに文書で申請の取下げをすること。

第5号様式（第6条）

印西市イノシシ被害防止用電気柵設置事業実績報告書

年 月 日

印 西 市 長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
連絡先

（法人その他の団体の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付印西 指令第 号で交付決定のあった印西市イノシシ被害防止用電気柵設置事業の実施状況を、印西市イノシシ被害防止用電気柵設置事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり報告します。

| | |
|-------------|------------------------------------|
| 指 令 年 月 日 | 年 月 日 |
| 指 令 番 号 | 印西 指令第 号 |
| 事 業 年 度 | 年度 |
| 着 手 年 月 日 | 年 月 日 |
| 完 了 年 月 日 | 年 月 日 |
| 交 付 決 定 額 | 円 |
| 補 助 対 象 経 費 | 円 |
| 事業量（段・m） | 段張り ・ 総延長 m |
| 添 付 書 類 | ①事業実施個所平面図 ②領収書及び領収書明細 ③完成写真 |

第 6 号様式（第 7 条）

印西 達第 号
年 月 日

印西市イノシシ被害防止用電気柵設置事業補助金確定通知書

住 所

申請者 様

印西市長 印

年 月 付で実績報告のあった印西市イノシシ被害防止用電気柵設置事業補助金について下記のとおり補助金の額を確定したので、印西市イノシシ被害防止用電気柵設置事業補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

| | |
|-----------|----------|
| 指 令 年 月 日 | 年 月 日 |
| 指 令 番 号 | 印西 指令第 号 |
| 事 業 年 度 | 年度 |
| 交 付 確 定 額 | 円 |

第7号様式（第8条）

印西市イノシシ被害防止用電気柵設置事業補助金交付請求書

年 月 日

印 西 市 長 様

申請者 住 所

氏 名

㊞

連絡先

（法人その他の団体の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名）

印西市イノシシ被害防止用電気柵設置事業補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり請求します。

記

| | | |
|----------------------|-----------|--|
| 指 令 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 指 令 番 号 | 印西 指令第 号 | |
| 事 業 年 度 | 年度 | |
| 交 付 決 定 額 | 円 | |
| 交 付 請 求 額 | 円 | |
| 振 込 先 希 望 金 融 機 関 | 金 融 機 関 名 | |
| | 支 店 名 | |
| | 口 座 番 号 | |
| | (よみがな) | |
| | 口 座 名 義 人 | |

第 8 号様式（第 9 条）

印西市イノシシ被害防止用電気柵設置事業補助金交付決定取消書

印西 指令第 号
年 月 日

様

印西市長 印

年 月 日付印西 指令第 号で交付決定した印西市イノシシ被害防止用電気柵設置事業補助金については、印西市イノシシ被害防止用電気柵設置事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、交付を取り消します。

記

1 交付決定額 金 円

2 取消事由

第9号様式（第10条）

印西市イノシシ被害防止用電気柵設置事業補助金返還命令書

印西 指令第 号
年 月 日

様

印西市長 印

年 月 日付印西 指令第 号で交付決定を取り消した印西市イノシシ被害防止用電気柵設置事業補助金について、印西市イノシシ被害防止用電気柵設置事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 返還金額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還理由
- 4 返還方法